



平成 18 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社KG情報  
 代 表 者 名 代表取締役社長 益田 武美  
 ( J A S D A Q ・ コード 2408 )  
 問 合 せ 先 岡山県岡山市平田 170-108  
 役職・氏名 取締役管理本部長  
 三上 芳久  
 電 話 086 - 241 - 5522

## ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成18年1月31日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成18年3月16日開催予定の当社第26回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. スtock・オプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由

当社及び当社関係会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社関係会社の取締役及び従業員

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 44,000 株を上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

##### (3) 発行する新株予約権の総数

44 個（新株予約権 1 個あたりの株式の数 1,000 株。ただし、前記（2）の調整を行った場合は同様の調整を行う。）を上限とする。

##### (4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

##### (5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額（行使価額）

新株予約権の発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日は除く。）におけるジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の終値（以下「終値」という。）の平均値に 1.03 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値（終値がない場合はその前日以前の各取引日に成立した終値のうち権利付与日に最も近い日の終値）を下回る場合は、新株予約権を発行する日の終値とする。

なお、新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時下を下回る価額で新株を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く）または自己株式を処分（新株予約権の行使によるものを除く）場合は、次の算式により払い込む金額を調整するものとする（1 円未満の端数は切り上げる）。



$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

払込金額
払込金額
新株発行前の株価

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含まない。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において当社または当社関係会社の取締役、従業員の地位を保有していることを要する。

新株予約権の譲渡、質入及び相続は、これを認めないものとする。

その他の条件については、第26回定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、従業員との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却の事由及び消却条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成18年3月16日開催予定の当社第26回定時株主総会において、「当社及び当社関係会社の取締役及び従業員に新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上